

令和6年『評価基準表(中間処理業)』の項目18の修正について

令和6年『評価基準表(中間処理業)』の項目18に、他の項目内容が記載されていたので、以下のとおり修正します。
 なお、『手引き』及びダウンロードした『評価基準表』については、修正をお願いいたします。お手数をお掛けして申し訳ございません。

項目	番号18「自己資本比率」(中間処理業) 申請の手引き P.64									
修正後	18	安定性 (産廃)		自己資本比率	直前3年の各事業年度の自己資本比率が0%を超える。	○	<p>【基準】</p> <p>1. 直前3年間の貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が各事業年度とも0%を超えていること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を経営状況確認書(様式第6号)及び様式第6号の添付書面で審査する。</p>	2		□
現行	18	安定性 (産廃)		自己資本比率	直前3年の各事業年度の自己資本比率が0%を超える。	○	<p>【基準】</p> <p>1. 直前3年の各事業年度における損益計算書において、経常利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額の平均値が0%を超えていること。</p> <p>【書面審査】</p> <p>1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。</p>	2		□